

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 2 年 5 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 2 年 5 月 19 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 2 年度大阪府一般会計補正予算（第 5 号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

- 1 大阪府立富田林高等学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育庁 令和2年度一般会計補正予算（第5号）案の概要

一般会計	第5号補正予算額	3億6,951万2千円
	補正前予算額	5,403億6,224万5千円
	補正後予算額	5,407億3,175万7千円

※ 補正予算額については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費に係るもの。

第5号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額
 中段 補正前予算額
 下段 補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
【国経済対策】 学習支援員配置 事業費補助金 ≪ 新 規 ≫	3,942万円 0 3,942万円	学校再開後、臨時休業に伴う未指導学習分について、朝時間や放課後、土曜日等を活用しながら補充学習等を行うための学習支援員を公立小・中学校（政令市を除く）に配置する。
【国経済対策】 府立学校スマート スクール推進事業費 ≪ 一 部 新 規 ≫	1億7,232万円 1億6,393万6千円 3億3,625万6千円	府立学校のICT化（オンライン授業等）を進めるため、ICT関連企業OBなどのICT技術者を配置するとともに、学校が使用するカメラやマイクの通信装置や府立支援学校及び府立富田林中学校の端末等を整備する。
【国経済対策】 スクールカウンセラー 配置事業費	1,177万2千円 3億4,132万5千円 3億5,309万7千円	臨時休業の長期化によるストレス等を抱えた児童・生徒の心のケアを行うため、スクールカウンセラースーパーバイザーを公立小・中学校（政令市を除く）に配置を拡大する。
府立学校維持管理費	1億円 51億4,286万5千円 52億4,286万5千円	臨時休業に伴い、府立学校の生徒・保護者へ教科書や課題プリント等を送付する経費。
学校給食実施費	4,600万円 7億7,793万7千円 8億2,393万7千円	私立の幼稚園等の臨時休業に伴い、学校給食を中止したことにより生じた給食費（食材費）の一部を補助する。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立富田林高等学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立富田林高等学校における生徒の負傷事故に関して、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>国家公務員について、新型コロナウイルス感染症への対処業務に従事した場合の特殊勤務手当に関する規定が追加されたこと等に伴い、防疫等作業手当の特例を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の患者に接する業務 <p>1日 3,000円 等</p> <p>施行予定期日：公布の日</p>
2	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。</p> <p>施行予定期日：公布の日</p>

第10号議案

大阪府立富田林高等学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

平成26年9月2日大阪府立富田林高等学校において発生した生徒の負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和2年5月22日提出

大阪府知事 吉村 洋文

1 損害賠償の額 2,781,414円

2 和解の相手方及び内容

相手方住所	氏名	内容
富田林市	吉井 佑真	1 大阪府は、相手方に対し、大阪府立富田林高等学校において発生した生徒の負傷事故に関する損害賠償金として、金2,781,414円の支払義務があることを認める。 2 大阪府は、相手方に対し、本和解成立から3週間以内に、1の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。 3 相手方と大阪府は、大阪府立富田林高等学校において発生した生徒の負傷事故に関し、1及び2に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（犯則取締等手当） 第五条（略）</p> <p>2 犯則取締等手当の額は、業務に従事した日一日につき、五百五十円（前項第三号に規定する業務のうち心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）とする。</p>	<p>（犯則取締等手当） 第五条（略）</p> <p>2 犯則取締等手当の額は、業務に従事した日一日につき、五百五十円とする。</p>
<p>（社会福祉等業務手当） 第十四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司 同法第十一条第二項第二号ロからホまでに掲げる業務</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p>	<p>（社会福祉等業務手当） 第十四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司 同法第十一条第二項第二号ロからホまでに掲げる業務</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>附 則</p>
<p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成十年十二月一日から施行する。</p> <p>（防疫等作業手当の特例）</p> <p>2 第九条第一項第一号に規定する感染症のうち、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関する業務に従事したときの防疫等作業手当は、同号の規定にかかわらず、職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務</p> <p>四 新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務</p> <p>五 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務</p>	<p>この条例は、平成十年十二月一日から施行する。</p>

<p>六 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務</p> <p>3 前項の防疫等作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号から第四号までに掲げる業務に従事した日一日につき三千円。ただし、当該業務が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務（以下「深夜業務」という。）であるときは、その勤務一回につき三千円。</p> <p>二 前項第五号及び第六号に掲げる業務に従事した日一日につき四千円。ただし、当該業務が深夜業務であるときは、その勤務一回につき四千円。</p> <p>4 第二項第一号から第四号までに掲げる業務のいずれかに従事した日（当該業務が深夜業務である場合にあつては、一回の勤務の勤務時間）において、同項第五号又は第六号に掲げる業務にも従事した場合については、同項第五号又は第六号に掲げる業務に従事した場合のみ該当するものとして防疫等作業手当を支給する。</p>	
--	--

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業手当) 第九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に規定する感染症（以下これらを「流行性脳炎等」という。）に関し、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(防疫等作業手当) 第九条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に規定する感染症（以下これらを「流行性脳炎等」という。）に関し、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第二項から第四項までの規定は、令和二年二月一日から適

用する。

(内払)

3 新条例を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて令和二年二月一日以後の分として支給された防疫等作業手当は、新条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。

大阪府条例第 号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後			改正前		
備考 (略)	医師、歯科医 師又は薬剤 師としての 経験年数	五年未満	五年以上二〇年未満	一五年未満	五年未満	五年以上二〇年未満	一五年未満
	学校医及び 学校歯科医 の補償基礎 額	六、二四五 円	八、〇〇三 円	九、六〇八 円	六、一九八 円	七、九五五 円	九、五八〇 円
	学校薬剤師 の補償基礎 額	五、二六三	六、二四〇	六、九〇〇	五、二二五	六、二〇三	六、八八〇
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(適用区分)

2 新条例別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。